

吹田市特定随意契約の公表手続に関する要領

制 定 平成22年3月31日

最近改正 平成30年12月27日

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号。以下「財務規則」という。）第108条の3第2項の規定に基づき、吹田市が発注する物品購入契約及び役務の提供を受ける契約で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び第4号に該当する物品購入及び役務の提供に関するもの（以下「特定随意契約」という。）の情報を公表する方法について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象となる契約)

第2条 特定随意契約に関する情報の公表は、次に掲げる契約の種類に応じ、随意契約予定価格（随意契約予定価格が決定されていないときは予算額）が当該各号に定める額を超えるものについて適用する。

- (1) 製造の請負に関する契約 1,300,000円
- (2) 財産の買入れに関する契約 800,000円
- (3) 役務の提供を受ける契約 500,000円

(発注見通しの公表)

第3条 財務規則第108条の3第1項第1号の規定による発注見通しの公表は、次に掲げる事項を特定随意契約発注見通し表(様式第1号)に記載し、毎年度当初に(当該日において予算が成立していない場合にあっては、予算の成立日以後遅滞なく)、公表することにより行うものとする。

- (1) 契約の目的となる物品又は役務の名称及びそれらの数量
- (2) 発注の時期
- (3) その他必要な事項

(契約前の公表)

第4条 財務規則第108条の3第1項第2号の規定による契約前の公表は、次に掲げる事項を特定随意契約発注予定表(様式第2号)に記載し、見積書を徴する前までに公表することにより行うものとする。

- (1) 契約の目的となる物品又は役務の名称及びそれらの数量
- (2) 買入れる物品の納期又は物品を借り入れ、若しくは役務の提供を受ける期間
- (3) 契約の相手方の選定基準及び決定方法
- (4) その他必要な事項

(契約後の公表)

第5条 財務規則第108条の3第1項第3号の規定による契約後の公表は、次に掲げる事項を特定随意契約締結状況表(様式第3号)に記載し、契約締結後遅滞なく、公表するこ

とにより行うものとする。

- (1) 契約の目的となる物品又は役務の名称及びそれらの数量
 - (2) 契約の相手方
 - (3) 契約金額
 - (4) 契約締結日
 - (5) 契約の相手方の選定理由
 - (6) その他必要な事項
- (公表の方法及び期限)

第6条 前3条の規定による公表については、契約担当室課及び行政資料閲覧コーナーにおいて閲覧に供することにより行うものとし、その公表期限は公表した年度の次年度の末日までとする。

(ホームページによる公表)

第7条 財務規則第108条の3第1項第3号の規定による契約後の公表は、前2条の規定によるもののほか、ホームページにおいても行うものとする。この場合においては、吹田市随意契約ガイドライン9(2)及び(4)の規定を準用する。

(委任)

第8条 この要領の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日改正)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行し、改正後の要領第7条の規定は平成26年4月1日以降締結した契約から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月27日から施行する。

吹田市特定随意契約発注見通し表

整理 番号	物品又は役務の名称	数量	単位	部	室	課
				発注時期		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

